

◆◆◆ 【傷害等補償制度】 ご案内（令和8年度用）◆◆◆

当クラブでは、会員の皆様が各教室・イベント等クラブ管理下での団体活動中の事故により被った傷害について、加入保険（スポーツ安全保険）契約により次のとおり補償します。

なお、当クラブは地域住民主導型の非営利運営であり、加入保険による一定の補償はありますが、それ以外は自己の責任となりますので予めご了承ください。

傷害区分	傷害保険補償額		
通院した時	幼児～64歳未満	1日につき	1,500 円
	65歳以上	1日につき	1,000 円
入院した時	幼児～64歳未満	1日につき	4,000 円
	65歳以上	1日につき	1,800 円
後遺障害の時	中学生以下	(最高)	4,500 万円
	高校生以上64歳未満	(最高)	3,000 万円
	65歳以上	(最高)	900 万円
死亡したとき	中学生以下		3,000 万円
	高校生以上64歳未満		2,000 万円
	65歳以上		600 万円
賠償保険支払限度額	全員	対人・対物賠償合算1事故5億円 ただし、対人賠償は2億円	

【備考】

※1 傷害保険とは、急激で偶然な外来の事故により被った障害による補償をいいます（熱中症
および細菌性・ウィルス性食中毒を含みます）

※2 賠償責任保険にも加入しており、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を支払
い限度額内で補償します

※3 突然死葬祭費用保険もあり支払い限度額で負担額を補償します

※4 加入する保険はワイドコース（個人活動補償型）ではありません

◆「クラブ管理下」とは、団体の活動計画に基づき、指導者等の指示に従って団体活動を行っている間及び
自宅との通常の経路往復中をいいます。